

第7回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

とき 平成24年11月20日（火）
ところ 兵庫県動物愛護センター多目的ホール

- 1 第5回会議議事要旨の確認について
- 2 第6回会議議事要旨の確認について
- 3 協議事項にもとづく意見交換について
- 4 その他について

（添付資料）

- 資料1 第7回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿
- 資料2 第5回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（修正案）
- 資料3 第6回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）
- 資料4 動物愛護推進員について
- 資料5 次年度における基金活用等事業と新たな取り組みについて
- 資料6 動物愛護管理推進協議会の次期委員について

第 7 回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿

【尼崎市動物愛護管理推進協議会委員】

役 職 名 等	氏 名
大阪府立大学名誉教授	植村 興
社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会副理事長	藤原 軍次
ホームレス猫不妊運動ネットワーク代表	大参 修一
尼崎小動物愛護推進協会員	福井 祐子
一般社団法人尼崎市開業獣医師会代表者	吉川 博敏
市 民	阿鹿 麻見子
市 民	竹本 真智子
市 民	桑畠 和子
市 民	三田 一三
尼崎市保健所長	郷司 純子

※団体代表者については代理出席となる場合もあります。

【事務局他】

所 属	氏 名
健康福祉局保健部長	辻本 正樹
健康福祉局保健部生活衛生課長	宮永 恵三
健康福祉局保健部生活衛生課動物愛護センター所長	大平 和宏
健康福祉局保健部生活衛生課動物愛護担当係長	田原 正規
健康福祉局保健部生活衛生課動物愛護センター技術員	唐澤 万里子

第5回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（修正案）

1 日 時

平成24年5月22日（火） 午後2時から午後4時

2 場 所

尼崎市議会棟 第3委員会室

3 出席者

（1）委員10名（五十音順 敬称略）

阿鹿麻見子、植村興、大参修一、桑畠和子、郷司純子、三田一三、竹本眞智子、
藤原軍次、福井祐子、吉川博敏

（2）事務局5名

辻本健康福祉局保健部長、宮永生活衛生課長、大平生活衛生課動物愛護センター所長、
田原生活衛生課動物愛護担当係長、唐澤生活衛生課動物愛護センター技術員

4 概 要

（1）第4回の議事要旨については一部加筆修正を行い、次回の会議で内容を確認することとなつた。

（2）昨年度の実績と新たな取り組みについて、次のような議論が行われた。

- ・寄付金の見通しについて質問があり、事務局としては今年度500万円、来年度以降については100万～200万円を考えているとの説明が行われた。
- ・それに対して委員からしっかりとPR等をすれば来年度も同様の金額が期待できるとの意見があつた。
- ・寄付金の手続方法についてインターネット振込の提案があつたが、市全体のこととなるので難しいとの説明が事務局からあつた。
- ・寄付金の応募用紙が市のホームページからダウンロードすることができるようになったことは一步前進との意見があつた。

（3）動物愛護管理寄付金について、次のような議論が行われた。

- ・寄付金の具体的な使途を検討するための作業部会の設置が事務局から提案され、委員の自由参加という形で了承された。会議録は議事の概要のみとし、個々の発言録等は作成せず、ホームページへの掲載も行わないこととなつた。
- ・学校飼育動物に対して使ってはどうかとの意見が出されたが、適正飼育に係る費用については教育委員会が負担すべきことであるとなつた。
- ・動物愛護管理寄付金使途については、作業部会で絞込みをして8月の協議会で決定していくこととなつた。

(4) 動物愛護推進員について、次のような議論が行われた。

- ・名称を推進員ではなく協力員等に変更してはどうかとの意見があった。
- ・推進員活動の責任の所在について危惧する意見があった。
- ・推進員の基準について経験を持った人を対象にした狭く深くかできるだけ多くの人を対象にした浅く広くかで議論があった。
- ・県の推進員をした経験から、責任の所在を考えると経験者から適正を見て選抜したほうがいいのではないかとの意見があった。

【現 行】

・動物の一時預かりについては、責任の所在等の問題からも推進員活動の一つとして行うのではなく、その相談に乗ることと解釈することとなった。

【修正案】

・推進員は、収容動物の一時預かり先（仮譲渡を含む）を各々のネットワークによって確保し運用し、個々の動物の心身の状態を改善しつつ、よりよい譲渡のためのサポートを行つ。

5 内 容

(1) 第4回の議事要旨案の確認について

事務局から「第4回会議の議事要旨」について説明が行われた後、委員から一部加筆の要望があったことから、次回の会議において加筆修正案を確認することとなった。

また、この時、次のような意見交換が行われた。

【委 員】

「犬の殺処分数ゼロに向けた取り組みについて」に関して、安易にセンターに入つてこないように警察との連携が必要である。「遺失物だより」についての私の発言を追加して欲しい。

【事務局】

4～5ページ辺に入れることになると思う。次回までに追加文案をいただきたい。

【委 員】

「譲渡されました」等を掲載する、しないの件はどうなったのか。

【事務局】

結果的に数ヶ月殺処分がないので、「処分されました」との掲載はない。

【委 員】

尼崎市に収容されたら譲渡してもらえると、捨てた人がいると聞いている。

【委 員】

以前、センターに収容されたプードルを知り合いが譲渡を受けた。転勤を理由に引取りを求める飼い主がホームページでチェックしており、後日、お礼の電話があったと聞いている。このようなことは転勤の度に新しい犬を飼う人が増えないとも限らない。貰ってもらえるのであれば、また飼っても次の転勤の時もまた貰ってもらえると考えるのでないか。

【事務局】

転勤が理由であるかは覚えていないが、この方の場合は殺処分されるのではないかと心配で毎日ホームページを見ていた。やむにやまれず引取りを求めたが心配で毎日ホームページを見ており趣旨が違うのではないかと思う。

【委 員】

終生飼育は当たり前のことと徹底して欲しい。私たちはボランティアとして無責任な飼い主の尻拭いをしている。動物の命を守ることを一番に考えなければいけない。そういう人は飼わなければいい。「愛護センター」＝「なにか尻拭いしてもらえる所、愛護してもらえる所」と認識している人がいまだに多い。

動物の命が優先であり、そのための協議会である。どうやって動物を助けるか、処分数を減らすかでやっている。飼えない人の言い訳を聞いていたら、全員が言い訳をする。

【事務局】

引き取りに際しては、必ず知人、友人の方にあたってくださいと伝える。もし処分しなければならないのであれば、飼い主の腕の中で、獣医師の麻酔による安楽死も検討してくださいと伝えている。

【委 員】

大きな団体にお金を払って生涯飼育をお願いする等の誠意があればよいが、安易に「行政＝私たちの税金」を使おうとする無責任な人達の片棒を担ぐような活動を私たちはしているわけではない。

【委 員】

「可愛がる」とか「心配である」ということと、「责任感」は別であると思う。犬を好きな人が全員、责任感があるとは限らない。

【委 員】

譲渡を受けた人の中にも、譲渡されたことをホームページに掲載しないで欲しいと思っている人も多い。掲載することは、捨てる人たちにうまく利用されることになってしまう。

【議長】

愛護センターに引き取りの連絡が入ったときに具体的にどのようなやり取りをしているのか教えて欲しい。時間をかけて説得している様子を知りたい。

【事務局】

ホームページの件も含めて行政側の問題になるので別の機会にお話させていただきたい。収容数、処分数については昔と比較すると皆さんの努力、協力により格段に減少している。世の中には悪い人間もいる。私たちもだまされている場合があるかもしれない。しかし、引き取りについて多くの人は本当に事情があるのだと思う。経済的に厳しい人もいる。そういうことも含めて、一歩でも進めていくためにこのような場で議論している。

【委員】

この文書県警が出している「遺失物便り」は公文書なのか、便りなので単純に出したものと思うが。そのあたりをきちんと確かめておいてほしい。

【事務局】

確認しておきます。

(2) 昨年度の実績と新たな取り組みについて

事務局から「昨年度の実績と新たな取り組み」について説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【委員】

収容数と処分数の数が合わないのは何故か。

【事務局】

年度をまたいで収容される動物がいるため「収容数」 = 「処分数」とはならなくなる。

【委員】

寄付金の最高額、最低額を教えて欲しい。あと、来年度以降の見通しについても教えて欲しい。

【事務局】

最高額は100万円で、最も申し込みが多いのは1万円である。先行事例の福岡市では2年前から始めているが年間20～30万円くらいなので、来年も今年と同じように集まるかはわからない。400万は少し厳しいかなと感じている。

【委 員】

協議会として寄付金の使い方を考えていくのであるならば、認識を共有しておかなければならない。

【事務局】

今年度は500万円と考えている。次年度以降は100万～200万円と考えている。

【委 員】

CONは寄付金の募集に精力的に活動している。何故これだけ集中したかというと100万の助成金では十分に活動が出来なかった。野良猫の不妊手術を地域や頭数に関係なく推し進めていきたいという想いからでてきたものである。

【委 員】

私たちは来年も同じような額を期待できるのではないかと思っている。全国に発信していき応援してもらうことを考えている。今回は私たちが頑張らねばと考えていたが、これからは違った方法でPRを行い、協力してもらう形にしていきたいと思う。インターネットでの手続きや銀行振り込みが出来ればやりやすいという話も聞いている。

【議 長】

寄付金の送金方法等、変わっていく可能性はあるか。

【事務局】

FAX等で申し込みをいただいた後、銀行振込用紙を送付させていただいている。インターネット等の振込みに関しては市全体のこととなるので難しいと思う。今回を契機に寄付申込書が市のインターネットでダウンロードできるようになったことは一歩前進だと思っている。

(3) 動物愛護基金の使途について

事務局から「動物愛護寄金の使途」について説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【委 員】

基金が成立すれば、寄付金制度はなくなるのか。

【事務局】

基金はいただいた寄付金を貯めておくための財布なので、寄付行為がなくなるわけではない。

【委 員】

作業部会の件は今日この場で検討するということか。

【事務局】

上半期の間に、ある程度具体的なものが出てくればいいと考えている。ご協力いただけるのであればお願ひしたい。

【委 員】

基金条例は議員提案なので、事務局として齟齬がないようきちんと整理しておかなければいけない。

【事務局】

作業部会は、今後の施策の推進を踏まえ、事前に寄付金の使途を検討しておきたいということで開催してはどうかという提案である。

【委 員】

仮定としての基金ではなく、再度寄付金の使途について話し合って欲しい。

【委 員】

保護した動物が負傷したり、病気を持っていた場合の費用面に使えないか。私が考える寄付金の使途は、譲渡事業の拡大と学校飼育動物、負傷動物の治療等である。基金を全国に情報発信したい。

【議 長】

寄付金の使途が問題になる。現状では野良猫の不妊手術助成の積み増し。これは皆さんの意見が合致していると思う。抽象的にしか方向性が示されていないので、どこまで具体的にていったらよいのか意見があれば言ってほしい。

【事務局】

何かヒントのようなものが欲しい。将来的には譲渡数を増やしていくこと。また、適正飼養に関する啓発や啓蒙も重要となる。その仕組みであつたり媒体であつたり。

例えば譲渡であればどのように対象者を広げていくのか、どのように広報していくのか等の具体的な事になる。

【委 員】

犬、ねこだけではなく、学校飼育動物の環境が悪くなっていると思う。定期的な検査や治療はどうだろうかと心配である。これらの小動物に対して使って欲しい。健康な動物を飼育するという形にもっていってもらいたい。

【議 長】

悪い例のほうが入りやすい。担当の先生以外は関わらないとか、エサも有志が負担している。飼育委員会を作つて取り組んでいる良い例もあるが、それらは獣医師会が関わっているのか。

【委 員】

適正指導として毎月行つているが、ニーズがあつてのことなので主体は学校になる。10年前くらいから働きかけを行つており一定の成果を挙げている。学校教育に寄付金が使われるというのは、ちょっと違うのではないかと思う。

【委 員】

基金を使うかどうかは別にして、教育上必要であるならば教育委員会が考えなければならない問題である。

【議 長】

学校飼育動物に関しては、私たちの中では現状ではなしと考える。ただ、何らかのサポートが出来るのではないかとの希望は持つたい。

【委 員】

学校飼育動物もセンター収容動物も所有権を持って飼育しているが、その義務を果たしていない状況にあると思う。給餌給水、暑さ寒さから守る、清潔にすること等、所有者としての義務を果たすために使って欲しい。見に来る人に汚い状態では見て欲しくない。

【議 長】

作業部会は皆さんのご賛同をいただければ参加できる人ということで開催したい。

【委 員】

全てを基金で賄うとなると破綻してしまう。一定の幅を持たせながらも整理しておく必要がある。

【委 員】

学校飼育動物の適正飼育に寄付金を出すのであれば教育委員会の方に入っていたい。学校での生き物への接し方が教育の前提にあるので。教育委員会が現場を知っているのかなと感じている。

【事務局】

1回目の部会で話をして、学校飼育動物の関係で必要となれば2回目の際に声をかけてみたい。

【委 員】

学校の先生も忙しい。校長が替われば取り組み方も変わるので難しいと思う。

【事務局】

作業部会で絞込みをして協議会の場で決定していくという手順を踏んでいきたい。

(4) 動物愛護推進員について

事務局から「動物愛護推進員」について説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【委 員】

推進員という表現を変えてはどうか。協力員などが合っているのではないか。
行政に対する意見等はどのような場で伝えたらよいのか。

委員がトラブルを起こした場合は本人が責任をとるのか、行政が責任をとるのか、
共同で責任を取るのか。その辺のフォローをどうするのか。

【委 員】

収容している動物について、しつけが必要な犬やトリミング等が必要な犬に対してボランティアとして専門家等を集めて対応できるような仕組みがとれないか。

【委 員】

広く浅くか、狭く深くか。今まで何をしてきたかが大事なのではないか。どんな仕事をしてきたかとか、他で推進員をしたことがあるとか。ある程度の基準を作ったほうが良いと思う。私は少数精鋭から始めたほうがいいと考える。

【委 員】

専門技術の場合はそのとおりだと思うが、運転ボランティアや一時預り等、何か出来ること、誰もが気軽に協力できるような形の活動内容があつてもよいのではないか

いか。

【委 員】

責任の所在等を考えないといけない。専門家が診療していてもトラブルになることがある。市としての立場をどう考えるか。推進員から報告を受けるだけではいけないのではないか。運転でも簡単に事故は起こる。少数精鋭は第1ステップであって、そのノウハウはこのシステムの中で生きてくるので、試行錯誤していく中でより良い形に広げて行ってはどうか。持続性が大事である。出始めとして危険をはらんでいるのではないか。

市の事業として持続的なものとして考えたときに、自らの意見だけでボランティアとして動く際に、自己責任の中で出来ることと、そうではないことがある。例えばNPO等で行う場合は自己責任で解決できると思うが、このチャートの流れで行くとお互いの役割と責任が不明確のままではできないと思う。

【委 員】

兵庫県の推進員をしていた。飼養管理士の資格を持っていたので、そちらから話がきた。ペットショップや獣医師など経験や資格に応じて何項目かの講習を受けた。

全員が推進員になったかどうかわからないが、そこから選抜されて尼崎支部という形で活動していた。専門的なことが必要であればそのような所へ募集をかけるといいのではないか。その時はなにをしていいのかがわからなかったが、今は目的があるので、経験がある人から講習や面談等を実施して適性を見て選抜するという形で。応募したから全員という形にはしないほうがいいと思う。

【事務局】

10年ほど前に兵庫県で委嘱をした。生業を持っている人が多かった。当時は第1回目の委嘱で講習時間が長かったように思う。推進員にはスキル的な要素と一般常識さえあればという形に分かれてくると思う。スキルという意味では、生業を持っている人には頼みにくい。レベルを上げるためにしたがって現実とのギャップ・摩擦を考えていかねばならないのではないか。

【委 員】

例えば一時預りがある。これはセンター業務のアウトソーシングになる。そこまでを活動の中身として入れるのであれば推進員に相当の覚悟・責任が生じると思う。

一時預りがなく、啓蒙活動、譲渡先を探す、迷子動物を探す、不妊手術活動の支援等のみであればハードルを上げなくてもトラブル、事故等を含めて少なくなり、極めて現実的だろうと思う。

【委 員】

一時預りが出来る人は限られてしまう。譲渡先が決まるまでの一時預かりなら出来る、老犬なら預かってもいい等の条件を持っている人もいる。これに関しては具体的に募集するべきだと思う。

【議 長】

推進員の中にあえて入れなくてもいいのではないか。推進員が一時預りをしてくれる人を探せばいいのであり、推進員はその地域の相談役、マネジメントをすればいいのではないか。

【委 員】

表の（3）活動内容の[相談活動]の項目に記載してあるので、文字通り推進員は一時預かりであれ、その相談に乗ると解釈したらいいのではないか。飼うかどうか預かるかどうかは別である。

【委 員】

センター収容の犬も一時預かりが出来るということか。

【事務局】

責任の問題やボランティア保険等の問題もあるので、今日の意見を参考に整理したい。

(5) 次回会議について

次の協議会は8月21日（火）午後2時から同じ場所で行うことになった。

作業部会は6月26日（火）と7月25日（水）に開催することになった。

以上

第6回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）

1 日 時

平成24年8月21日（火） 午後2時から午後4時

2 場 所

尼崎市議会棟 第3委員会室

3 出席者

（1）委員10名（五十音順 敬称略）

阿鹿麻見子、植村興、大参修一、桑畑和子、郷司純子、三田一三、竹本眞智子、藤原軍次、福井祐子、吉川博敏

（2）事務局5名

辻本健康福祉局保健部長、宮永生活衛生課長、大平動物愛護センター所長、田原動物愛護担当係長、

4 概 要

（1）第4回の議事要旨修正（案）については、修正事項を事務局で確認し、市のホームページに掲載することとなった。

（2）第5回の議事要旨（案）については、修正事項を委員から頂き、事務局で修正案を作成することとなった。

（3）動物愛護管理寄付金の使途について、次のような議論が行われた。

- ・作業部会での議論を踏まえ、寄付金の使途については当面、①動物の愛護と適正な管理に係る普及啓発に係る取り組み、②収容動物の譲渡頭数を増やすための取り組み、野良猫不妊手術費用一部助成の積み増しの3つを今後の重点項目とすることを決めた。
- ・基金を増やしていくための取り組み（寄付への呼びかけ）も必要である。

（4）動物愛護推進員について、次のような議論が行われた。

- ・推進員の活動に収容動物の一時預りを入れるべきである。
- ・保険や事故などの問題もあるので、収容動物の一時預りなど生体の取り扱いについては、次の段階で考えるべきである。
- ・解任について遵守事項の違反だけではなく、他の理由も含めて解任できるようにしておくべきである。
- ・研修会への参加についてもきちんと整理すべきである。
- ・推進員に身分証明証のようなものを持たせるべきである。

べきである。

- ・推進員を尼崎市民に限定せず、譲渡対象地域の市民に広げてはどうか。
- ・推進員活動において何か事故があった場合、市外在住者の責任を尼崎市が取ることになるのはおかしいので市民に限るべきである。

5 内 容

(1) 第4回の議事要旨修正（案）及び第5回の議事要旨案の確認について

事務局から、「第4回の議事要旨修正（案）」及び「第5回の議事要旨（案）」について一括説明が行われた後に委員から加筆修正意見があり、第4回については、修正事項を事務局で確認し、市のホームページに掲載することとなった。また、第5回については、修正事項を委員から頂き、事務局で修正案を作成することとなった。

【委 員】

P14の(4)動物愛護推進員の議論の中で、「動物の一時預りについて」は私達の言った「一時預り」とは違う意味で取られていると思う。殺処分期限の迫った収容動物を預かる人を推進員として設置するという意味である。

また譲渡前の家庭訓練という意味も含めた一時預かりである。苦情の相談のあった動物をなんでも預かるという意味ではない。

【事務局】

順に進めさせてもらう。まず、第4回については確定してよいか。

【委 員】

P4の一行目は「全部載せる、全部載せない。選択肢は2つしかない。」ではなかったか。

【事務局】

確認します。第5回の追加修正を頂いた後、議長に確認して確定する。

【議 長】

一時預かりについては、愛護推進員の議論の中で出てきたことです。

【委 員】

収容動物に関して、推進員が一時預りをするという話は出てこなかつたのではないか。

【事務局】

推進員について議論を行なっているなかで、意見の一つとしてそのようなもののがあった。

【委 員】

推進員がどのような仕事をするかということを入れていったらよいことであってポイントを絞った議論にしなければいけないと思う。

【議 長】

要旨を含め協議はさせてもらうが、大枠はこれで掲載させてもらう。
続いて、「動物愛護管理寄付金の使途について」の事務局説明をお願いする。

(2) 動物愛護管理寄付金の使途について

事務局から資料4「動物愛護管理寄付金の使途について」の説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【委 員】

P24の囲みの2番目だが、「犬の譲渡頭数を増やす・・・」についてだが、「収容動物の譲渡頭数を・・・」にするべき。また、例示の「収容中に怪我や病気をした犬の治療」についても「病気をしている収容動物の」に表記を変えるべきである。

【委 員】

囲みの1番目について、例示ではあるが、この中に今後の寄付金を増やしていくお願いを入れていかなければならないと思う。

【事務局】

あくまでもこれは例示であるので、協議会の中で具体的な意見を頂ければよいと考えている。

【委 員】

この囲みの例示は、「当面、次の3つのことについて重点的に」と入れておいたほうが良い。

【議 長】

この3つの方向性について、委員の皆さんから賛同を得られれば、この先の

動きも楽になる。事務局の考えを委員にもフィードバックしてもらえるのではないか。今まで出てきた多くの意見を具体的にまとめて示してもらえば、委員の皆さんも納得してもらえるのではないか。

【事務局】

次年度以降に新たに実施するとなれば、来年度の予算要求になってくる。

【委 員】

~~9月頃に何か提案したいと言っていたが寄付金の使い道の3本柱が決まり、収容動物の譲渡頭数を増やす取組みのためにも使えるはずだったが、どうなっているのか。お金がどのように出て行くのかが示されると思っていたが、何も書いていない。下の野良猫の不妊手術の積み増しだけ出ている。報告が欲しい。~~

【委 員】

補足だが、ここで（例）と書いてあるのは、作業部会で出た意見の具体的な例であって、作業部会では決定できないので協議会に出すために例としてここに記載してある。例ではなく事実なので、今日これで良ければ決定となるものである。

【事務局】

今の話は25年度当初予算に早ければという内容である。委員の言っている9月の件は、6月にできた基金に9月の補正予算でお金を充当することで11月にスタートできる。この補正予算の際に野良猫不妊手術の積み増しも議会に諮りたいとの事で考えている。

【委 員】

不妊手術は出すとなった。11月に施行するときに他の予算は出さないのか教えて欲しい。

【事務局】

不妊手術の上乗せのみである。また期間も限られるので額も70万円で提案させてもらおうと考えている。11月以降で本予算の残りの50万円に70万円を足して120万円としたい。

【委 員】

収容動物の譲渡頭数を増やすための取り組みに対しては使われないので。

【事務局】

基金を使わなくても出来ることがある。例としてはトリミングも民間の業者から手伝いたいとの申し出もある。お金が必要なものについては次年度予算で行う。お金のかからないものについては順次実施していきたい。

【委 員】

収容中の怪我や病気をした動物については、今の予算でできているというとか。

【事務局】

政策として検討していかなければならない。

【委 員】

今回の補正予算にあげる 70 万円の妥当性は何か。100 万円でもいいのではないか。

【委 員】

もし、今回 100 万円としたら、来年はもっと出ると考える。例えば 200 万円ぐらい出ると市民も感じるのではないか。そこで、少し抑えて 70 万円になったと思う。

【事務局】

今回は、年度途中で残り 4 ヶ月しかないことを踏まえて出した数字である。来年度以降もどれくらい集まるのかがわからない中で、基金が目減りしないようにとの思いもある。

【委 員】

不妊手術のみが補正予算に上げられているが、怪我や病気をした**収容**動物の治療や投薬は、現在行われていない。下痢をしていても投薬はしていない。

せっかく基金が出来たのだから、明日からでもして欲しい。薬代を組み込んで欲しい。

【事務局】

点適等はしている。今協議しているのは、今後の予算化に向けての柱の話である。さきほど個別的な話がでたが、前回もそのような話が出たので、現在ある予算（消耗品費）の中で対応していくことを考えている。

【委 員】

全部を基金で行うという意識はない。本予算があるのだから足りない部分をこれで補うという考え方である。

【議 長】

(4)「寄付金の使途について」の2番目の「犬」を置き換えて)「収容動物の譲渡頭数を増やすための取り組み」にする。

(基金の使途については)協議会としても(作業部会で出た)この3つで押していきたいということでおろしいか。

(3) 動物愛護推進員について

事務局から資料5「動物愛護推進員について」の説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【委 員】

収容動物の一時預りは考えていないようだが、他自治体では行っているところがある。収容期間を越えた猫を保護してくれる人に預けて時間をかけなければ必ず見つかる可能性が大きい。一時預りを考えて欲しい。

【委 員】

相談を受けた犬、猫について生体としての預かりは考えていないということか。

【事務局】

生体の一時預りはメニューとしては考えていない。

【委 員】

推進員の活動内容に、一時預りを定義した時にハードルが上がると思う。どんな人が何人手を上げてくれるかわからない中で、始めから一時預かりを書いてしまうと、預かることも仕事内容の一つとして義務的な形になってしまふと、それがあるがために手を上げられない事もあるのではないか。
あと、言葉の定義で、「犬、ねこ」の後に「等」を入れて統一してはどうか。

【委 員】

文章表現について、(4)エ「尼崎市が・・・協力活動」の協力はいらないのではないか。最後にもう一つ付け加えてはどうか。例えば「行政が行うよう

な事業に対して協力を要請する事がある」。これを入れておけば追加しやすくなると思う。

(5) 活動方法については書き過ぎではないか。説明のときに行えばいいのであって、書く必要はないと思う。

(7) 解任について遵守事項の違反だけではなく、等も入れて解任できるようにしておくべきだと思う。明文化しておいて欲しい。

(9) 研修会について必要だと思うが、この書き方だと研修会を受けなかったら推進員ができないと読める。整理する必要があるのではないか。

【委 員】

研修会は(6)の遵守事項に入れてはどうか。(9)で残すのであれば回数、内容を書けばいいのではないか。義務的な「参加しなければならない」との表現はいらない。

【委 員】

応募してきた推進員がこういうことをしてもいい、と言った場合は良いのか。

【委 員】

それは(4)活動内容のエだと思う。書くと誤解を生むので、あえて書かなくてもいいのではないか。誰にでも預かってもらえるものではないと思う。

信頼関係が出来ている人にお願いするものだと思う。

【事務局】

行うにあたっては保険等の問題も考えられる。今回は保険等の必要のない項目になっている。

【委 員】

応募してきた人が書いてある活動を行うことになると思うが、全ての活動をリポートするのは難しいことだと思う。

【事務局】

活動を項目出ししてもらって、私はこうやりたいといった形で出してもらつたらいいのではないか。

【委 員】

公園での野良猫のえさやりについてだが、遠くからきてえさやりだけをして

片付けないような問題のある人たちがいる。大阪市での公園猫サポーター制度のような事を尼崎市でもできないか。推進員にしてもらうのは難しいのかも知れないがジョイントできないか。そうすれば公園もきれいになるのでは。

【事務局】

大阪市のこの制度は公園課がおこなっている事業である。公園のあり方という一つの制度の中で作ったものである。猫の不妊手術のPR活動等については推進員の活動の中にも入っている。公園になると公園の使い方・あり方や、管轄する地域の考え方も関係してくる。

【委 員】

公園を管理している地域の立場からすればたまらない。管理している地域は従来からきれいにしてきた。そのような人たちからすれば反対が多く出てくる。今の尼崎の状況ではそうである。

【委 員】

公園で活動をして10年になる。必ず公園には野良猫がいる。その根本のところを解決しなければならない。道路で活動できるわけがない。私は公園で活動し、朝、晩時間をかけて清掃し管理している。植木への水遣り、砂場へのブルーシートかけも行っている。そのような事も行って地域の理解を得ている。公園での無責任なえさやりがいることが問題を大きくしている。

【委 員】

地域が管理している公園もあり、市が管理している公園もある。それぞれで違うのでここで議論しても始まらない。

【委 員】

辞令は市長から出る。尼崎市に動物愛護推進員で例えば県等から出た推進員はいないのか。

【事務局】

10年前に兵庫県が初めて推進員制度を作った時に、尼崎市民が知事から委嘱状をもらった経緯はある。5、6名だったと思う。動物に関する仕事をしている人が多かった。

【委 員】

(6) 遵守事項であるが、業務に携わるときには身分証明証のようなものが必要だと思う。市の活動以外の人が紛れ込まないようにバッヂ、カードのような身分証明書を明示するような形にしておいてほしい。

【委 員】

野良猫対策活動講習会を受けたときに市長から受講済証もらっている。首から下げて猫の捕獲をしていても見られない。虐待しているのか、と言われる時がある。目立つ腕章が良い。

【委 員】

地域からするとそのような人に入ってこられるのは困る。例えば高齢者の見守りをしていて、市はそのようなものを出したがるが私達は付けたことがない。

地域で認知されていない者は付けなければならぬ。逆に認知されている者は必要ない。そういう町にしなければいけない。あまり求めすぎるとおかしくなることもあるのではないか。

【委 員】

現実にそういうものを付けていて助かったこともある。わからない人に説明するのにそのようなものが必要である。

【委 員】

地域の人を選ばなければならない。

【事務局】

地域が主体である。各地域における動物に関するよろず相談的な形が理想である。動物に困っている時に○○さんに聞いたらいい、という形。

【委 員】

例えば鳩にえさをやっている場合、市はどのように指導するのか？

【事務局】

基本的にはやめるように指導する。

【委 員】

委員の言っている件は、推進員にやめるように指導することを期待するということか。

【委 員】

そうだ。

【事務局】

それは考えていない。指導、命令は入れない。トラブルになった場合に大変である。

【委 員】

P 25 の (2) 委嘱等、イで「尼崎市内に居住する20歳以上の者」となっているが、今年5月から譲渡地域が伊丹市、宝塚市、西宮市に広げられており、現在も伊丹市在住の方が熱心に譲渡に協力していただいている。これらの地域のことも良くわかっているということもあるので、推進員の対象を譲渡区域の方まで広げてはどうか。また、実績により推薦させてもらえる枠を作って欲しい。

【委 員】

何かあった時は市が責任を取らなければいけない。尼崎市民ではない人の責任を市長が取ったとした場合、市民から抵抗が出ると思う。

【委 員】

任命するのであれば市内に居住する人でいいと思う。今まで協力してもらっている人も推進員にならなければ協力しないということでもないだろう。今まで通りに協力してくれると思う。

【委 員】

推進員は尼崎市にはいないが、県下で宝塚市等にはいると思う。尼崎市で制度を確立すれば県下の推進員同士で話を進めていくことができるのではないか。

【議 長】

文言等を修正したものを次回に出せるか。

【事務局】

次回に最終的なものを出したい。

【議 長】

推進員に関しての大枠の方向性はこれでよろしいとして良いか。
募集は市の広報、ホームページに載せるのか。予想としては何人ぐらい？

【事務局】

10人位と考えている。

【委 員】

研修会をして認定をしてということになると思うが、時期の目途はどうか。

【事務局】

可能であるならば年度内になんとかしたいと考えている。

【委 員】

事務局と市民の考え方には隔たりがある。市民感覚で言うと、お金ももらっていないのに何故書類まで出さなければいけないのか。以前から活動をしている人たちからすれば、今まで市が動かなかったから活動してきたのに、今さらという市民抵抗があると思う。

【委 員】

ボランティアといえばそれまでだが、感謝状とか何らかの形で精神的なサポートができないか。

【議 長】

方向性としてはこのような形でいきたい。

【委 員】

P24 収容動物の譲渡頭数を増やすための取り組みについて、トリミング、訓練等は予算がつかなくても取り組んでいくことだと思うが。

【事務局】

出来ることからやっていくということである。

【議 長】

確認はわかるが、今後も1つひとつ確認を行っていくのでその都度出してもらいたい。今日はこれで終了とする。

【事務局】

次回会議は11月20日(火)2時から。場所は確定していない。

【委 員】

資料を早めに送って欲しい。

以 上

動物愛護推進員について

1 委嘱

平成 25 年度とする（可能であれば今年度中に募集及び委嘱を行う）。

2 設置要綱（案）

別添のとおり。

尼崎市動物愛護推進員設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）

第38条の規定に基づき動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

（委嘱）

第2条 推進員は公募とし、面談等を行なった上で、次のすべてを満たす者の中から、市長が適當と認める者を委嘱する。

- (1) 尼崎市内に居住する20歳以上の者
- (2) 動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意を有する者
- (3) 動物愛護管理法その他動物関連法令に反する行為等により行政から文書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者
- (4) 推進員を解任されたことのない者
- (5) 市が実施する「動物愛護推進員委嘱前講習会」を受講した者

2 市長は、推進員に対し、「動物愛護推進員証」（様式1号）を交付するものとする。

（委嘱期間）

第3条 推進員の任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

（活動内容）

第4条 推進員は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市民から市への依頼若しくは、推進員から市への提案に基づく活動
 - ア 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養について市民の理解を深めること。
 - イ 市民に対して、その求めに応じ、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
 - ウ 犬、ねこ等の動物の所有者等の求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他必要な支援をすること。
 - エ 市が行う、次の施策等への必要な協力に関する事項。
 - (I) 行方不明となった飼い犬、飼いねこ等の捜索の支援に関する事項。
 - (II) 動物愛護センターに収容された犬、ねこ等の返還の支援に関する事項。
 - (III) 動物愛護センターに収容された犬、ねこ等の譲渡の支援に関する事項。
 - (IV) 野良猫不妊手術活動の推進に関する事項。
- (2) その他、市からの要請に基づく施策等への協力に関する事項。

（遵守事項）

第5条 推進員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公共の秩序に反した行為を行わないこと。
- (2) 推進員には公務員に準ずるような職務資格がないことから、施設等への立入調査や監視指導、措置命令などの権限がないことを理解し遵守すること。
- (3) 推進員の立場を利用し、営利を目的とした活動を行わないこと。

- (4) 活動を行ううえで知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とすること。
- (5) 活動を行うにあたっては、個人の人格を尊重し、親切丁寧な態度で接するとともに、差別的な扱いや不快の念を抱かせないこと。
- (6) 活動を行うにあたっては、「動物愛護推進員証」を必ず携行し、相手から求めがあった場合は提示すること。
- (7) 動物愛護センターの指示に従うこと。

(解 任)

第6条 推進員が、次のいずれかに該当する場合には、市長はこれを解任することができる。

- (1) 第5条各号のいずれかに反する行為を行なった認められる場合
- (2) 推進員としての責務を果たさないと認められる場合
- (3) 推進員としてふさわしくないと認められる場合
- (4) 尼崎市外に居住地を移動した場合
- (5) 本人から解任の申し出があった場合

2 推進員は、前項の規定により解任された場合には、「動物愛護推進員証」を市長に返納しなければならない。

(費用等)

第7条 推進員活動に対する報償費や交通費など諸経費は支給しないものとする。

(報告等)

第8条 推進員は、推進員活動を行なったときは、「動物愛護推進員活動報告書」(様式2号)により適宜、市長に報告しなければならない。

(研修会)

第9条 推進員の相互交流と技術研鑽を図るため、市が毎年2月に実施する委嘱後研修会に参加しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進員の活動等についての必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年 月 日から施行する。

動物愛護推進員応募用紙

平成 年 月 日

「尼崎市動物愛護推進員設置要綱」の趣旨を理解し、次のとおり動物愛護推進員に応募します。

フリガナ 氏名			生年月日	昭和・平成 年 月 日	
性別	<input type="checkbox"/> 男 · <input type="checkbox"/> 女		職業		
住所	尼崎市				
連絡先	電話番号		携帯番号		
	ファックス番号		E-mail		
動物関係 の資格等	例示) 獣医師、愛玩動物飼養管理士 など				
希望する 活動内容 (※複数 選択可)	<p>《市民から市への依頼若しくは、推進員から市への提案に基づく活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養について市民の理解を深めること。 <input type="checkbox"/> 2 市民に対して、その求めに応じ、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。 <input type="checkbox"/> 3 犬、ねこ等の動物の所有者等の求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他必要な支援をすること。 <p>4 尼崎市が行う、次の施策等への必要な協力に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> (1) 行方不明となった飼い犬、飼いねこ等の捜索に関する事。 <input type="checkbox"/> (2) 動物愛護センターに収容された犬、ねこ等の返還に関する事。 <input type="checkbox"/> (3) 動物愛護センターに収容された犬、ねこ等の譲渡に関する事。 <input type="checkbox"/> (4) 野良猫不妊手術活動の推進に関する事。 <p>《市から推進員への要請に基づく活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1 その他、市からの要請に基づく施策等への協力に関する事。 				
	活動希望内容についての補足があれば記入してください。				
	活動可能 な時間帯	例示) 休日の午前中 など			
	希望連絡方法	<input type="checkbox"/> 自宅電話 · <input type="checkbox"/> 携帯電話 · <input type="checkbox"/> 電子メール · <input type="checkbox"/> ファックス			
	動物愛護 に関する 活動実績				

(表面)

第 号	動物愛護推進員証
氏 名	
生年月日	
委嘱期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
上記の者は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第38条に基づく動物愛護推進員であることを証する。	
平成 年 月 日 尼崎市長	

(裏面)

動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋) (動物愛護推進員) 第38条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に 熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。 2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。 一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を 深めること。 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖する ことを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要 な助言をすること。 三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物 に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要 な支援をすること。 四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県 等が行う施策に必要な協力すること。

動物愛護推進員活動報告書

尼崎市長 様

動物愛護推進員氏名 _____

動物愛護推進員活動の状況を、次のとおり報告します。

月　　日	活　動　内　容

次年度における基金活用等事業と新たな取り組みについて

1 次年度における基金活用等事業について（案）

次年度における基金活用事業として、次のような取り組みを考えています。

（1）動物愛護基金PR事業

動物愛護基金のパンフレット等を作成する。

（2）野良猫不妊手術費用助成事業の拡充

野良猫不妊手術費用の助成を100件分拡充する。

（3）収容動物譲渡促進事業

市内の動物取扱業者の中からボランティアを募り、下の写真のような収容犬のトリミング（散髪等）を行う。



（4）小動物適正飼養普及啓発事業

犬・ねこの適正飼養に係る普及啓発パンフレットを作成する。

（5）その他（基金を活用しない事業）

収容動物の譲渡会を開催する（奇数月の第3土曜日の午前10時半から正午まで）。

2 新たな取り組みについて

収容動物が保管中に感染性の疾病等に罹患することを防止するため、飼い主への返還若しくは新たな飼い主への譲渡を目的に中長期間保管することになる犬・ねこに対し、11月からワクチン接種等を開始した。

(1) 犬について

- ア 粪便検査（寄生虫検査）と駆虫薬の投与
- イ フィラリア検査と予防薬の投与
- ウ ワクチン接種

※11月以降、実績はなし。

(2) ねこについて

- ア 粪便検査（寄生虫検査）と駆虫薬の投与
- イ 猫免疫不全ウイルス及び猫白血病ウイルスの検査
- ウ ワクチン接種

※11月以降、4匹の猫に検査及びワクチン接種等を実施

動物愛護管理推進協議会の次期委員について

平成25年3月末日をもって、現在の動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」）の委員の任期が切れることから、新たな委員の公募等を、次のとおり行なっていく。

1 協議会の構成

市民委員4名についてはすべて公募とするが、その他の委員の構成等については現状のままとする。

2 公募委員の募集時期

平成25年2月を予定